

人権施策推進計画 <委員質問一覧>

資料 3

I 人権教育・啓発の推進

1 人権教育

委員名	報告書	NO.	基本方針	事業名	質問	回答	担当課	
平田節子 委員	1ページ	1	I	1	(1)-① 保育所等指導事業	<p>幼保で省の違いがあり、幼稚園と保育園の小学校に向けての教育の差は全くないのでしょうか。合同研修の成果はどうでしょう。</p>	<p>平成29年に保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が同時改定され、小学校への接続において、施設種を問わず、資質・能力の育ちを一貫した軸として、つながりを図ることとされており、省の違いによる教育の差はないものと考えています。 合同研修の成果については、本研修受講前後のアンケート調査から、保育者の実践的指導力の向上について、研修効果が見られました。</p>	子ども・子育て支援課
	1ページ				(1)-① 幼児教育の理解・発展推進事業	<p>平成29年に保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が同時改定され、小学校への接続において、施設種を問わず、資質・能力の育ちを一貫した軸として、つながりを図ることが示されました。よって、保育者による教育の差はあるものの、省の違いによる教育の差はないものと考えています。合同研修の成果については、本研修受講前後のアンケート調査から、保育者の実践的指導力の向上について、研修効果が見られました。</p>	教育指導課	
平田節子 委員	3ページ		I	1	(1)-② 人権・同和教育「PTA活動」育成事業	<p>子どもの人権教育においては保護者の影響が大きい。「PTA活動」の研修会の中での参加を促すための工夫はされているのでしょうか。</p>	<p>PTA人権教育研修会を行っています。人権教育研究指定校において実施している「PTA活動育成事業」の取組の実践発表や様々な人権課題をテーマとした研修会を実施しており、今年度は、「性の多様性」をテーマに研修を行いました。</p>	人権同和教育課
万代剛 委員	4ページ		I	1	(2)-① 社会教育にかかわる人材養成研修と「しまね学習支援プログラム」の開発	<p>社会で一線を退いた人の学び直しに対する支援が重要と考えています。この事業で地域でどのような人材を育成すべきかモデルケースがあればご教示下さい。</p>	<p>「しまね学習支援プログラム」には、「親学プログラム」「親学プログラム2」「地域魅力化プログラム」があります。これらは、社会で一線を退いた人の学び直しに特化したものではありませんが、このプログラムに興味がある方など広く対象としています。 「親学プログラム」「親学プログラム2」では、子育てに関わる親の気付きや親同士のつながりづくりをねらいとしており、就学児健診や乳幼児検診、PTA研修会など、さまざまな場で活用が進められています。この親学プログラムについては、これまで、県と市町村で、進行役である「親学ファシリテーター」を養成してきており、令和3年度末段階で、837名が養成講座を修了しています。 「地域魅力化プログラム」は、地域のさまざまな課題解決に向けて参加型学習の手法を用いて、地域住民に学びや動きを生み出すことを目指す社会教育関係者のために開発されました。 課題は、地域や対象によって異なります。たとえば、公民館や社会福祉協議会などにおいて、課題に応じたプログラムを作成し、ワークショップを開くことで地域の課題に応じた解決に向けた動きが見られます。この「地域魅力化プログラム」の進行にあたるファシリテーターは、県で、現在119名（R4.10月現在）養成しています。</p>	社会教育課 社会教育研修センター
永江尚美 委員	5・6ページ	5	I	1	(2)-② 人権啓発事業	<p>4. 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 各市町村で実施される講演会等について、周辺自治体にも紹介されているのでしょうか…？（地域住民への啓発を考えると、学びたい講演等について、学習の場を提供する意味で、紹介されると良いと思います。）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が拡大するまでは、市町村は人権啓発に係る講演会等を実施する際に周辺自治体へも案内をしていましたが、現在は新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、実施する市町村の住民を主な対象として案内をしています。なお、市町村のホームページ等で、講演会等開催の告知は行っており、当該市町村以外の参加希望者をお断りすることはありません。 また、県のホームページでも各市町村の人権啓発事業について、情報提供を行っています。</p>	人権同和对策課
					<p>5. みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 15団体のNPOは、全県的に広がっていますか？市部等に集中しているのでしょうか？ (県民の人権意識を高めるためには、身近な地域で学ぶ機会を多く提供する場が必要と思います。市町村委託事業を基盤として、その上でのNPO等民間団体委託事業と捉えて良いのでしょうか？)</p>	<p>県民が、身近な地域で人権について学ぶことができるように、市町村委託事業、NPO団体等民間団体との協働、市町村担当者等を対象とした指導者養成、講師派遣等を行っています。 また、みんなで学ぶ人権事業の状況は、松江市8団体、浜田市2団体、益田市、安来市、雲南市、邑南町、隠岐の島町が各1団体となっております。</p>		

委員名	報告書	NO.	基本方針	事業名	質問	回答	担当課
佐藤桃子 委員	7ページ	5	I 1 (2)-②	子どもと家庭電話相談事業	2. 子どもと家庭の相談機関連絡会議とありますが、どのような相談機関にどのくらい情報共有がなされるのでしょうか。	子どもや子どものいる家庭の悩みや問題に対し、早期に適切な対応を行うことを目的として開設している「子どもと家庭電話相談室」の広報用カード掲載団体を中心とした相談機関により、直近の相談状況(相談件数、主な相談内容、対応に苦慮した事例、他機関へ引き継いだ事例、他機関から引継を受けた事例)を中心に情報共有を行っています。	青少年家庭課
横山康二 委員	7ページ	5	I 1 (2)-②	子どもと家庭電話相談事業	2. 子どもと家庭の相談機関連絡会議毎年連絡会議がもたれているようだが、出席メンバー及び協議内容、また協議を通して改善されたことは、どんなことか。	子どもや子どものいる家庭の悩みや問題に対し、早期に適切な対応を行うことを目的として開設している「子どもと家庭電話相談室」の広報用カード掲載団体を中心とした相談機関により、直近の相談状況(相談件数、主な相談内容、対応に苦慮した事例、他機関へ引き継いだ事例、他機関から引継を受けた事例)を中心に情報交換を行っています。また、情報交換と併せて、スクールカウンセラー等の講演を聴講し、よりよい相談支援のあり方を学んでいます。この連絡会議を通して、日常の相談支援業務で把握した課題の解決方法や相談事案の円滑な引継方法の改善に役立てられています。	青少年家庭課
太田明夫 委員	7ページ	6	I 1 (2)-③	人権啓発指導者養成事業	7「同和問題青年団体研修(12月4日 雲南市)」とあるが、具体的な内容についてお示しいただけないか。	主題を「今、青年団体として同和問題の解決に向け、どう取り組めばよいか」とし、県内の青年団体を対象に研修会を実施した。研修会では、「差別の現実から学ぶ」と題した当事者の講話の聴講と、島根県インターネットモニタリングの取組についての情報提供を行いました。	人権同和対策課
永江尚美 委員	8ページ	6	I 1 (2)-③	人権教育指導資料作成事業	「社会教育における人権教育のまとめる上での拠り所となるものがなく苦慮しているとのこと」ですが、他県の状況はどうなのでしょうか？	本県と同様「人権教育実践資料集(社会教育編)」(実践例)を作成している都道府県はいくつか例があります。しかしながら、社会教育における人権教育のあり方を示し、その充実を図るための指導資料については、他都道府県も作成に苦慮している状況です。必要性は認識していますので引き続き情報収集を行ってまいります。	人権同和教育課

2 人権啓発

委員名	報告書	NO.	基本方針	事業名	質問	回答	担当課
横山康二 委員	9ページ	7	I 2 (1)	人権啓発講演会開催事業	令和4年度の実施計画が「未定」となっているが、いつ頃決定して、どのように広報されるのだろうか。現時点(9～10月)で「未定」では遅いのではないだろうか。	当事業は、中国経済産業局からの委託を受けて実施する事業であり、今年度は県と中国経済産業局と9月8日に契約を締結し、10月8日に実施しました。広報については、商工団体を通じ団体の会員企業等に対し周知を行いました。(参考)今年度の実施概要 1. テーマ:ビジネスと人権 ～ハラスメントの防止、合理的配慮の推進、ネット発信のリスク管理～ 2. 開催日:令和4年10月8日	中小企業課
太田明夫 委員	9ページ	7	I 2 (1)	人権啓発講演会開催事業	多文化共生が求められる現在、中小企業課こそが、多文化共生のための企業研修を行う必要性を感じるがいかがか。県内でも中小企業における技能実習生に関する問題が現に起きており、「人権啓発企業連絡会」の組織化を含めて、具体的な啓発が必要と考える。	今年度、人権同和対策研修事業において、多文化共生に関する理解を深めることを目的に外国出身で日本で暮らす方を講師に招き、講演を行っていただくこととしております。今後も企業における多文化共生といったテーマの重要性は増してくるものと思われ、引き続き企業に対する啓発活動を行って参ります。	中小企業課
太田明夫 委員	9ページ	7	I 2 (1)	雇用促進事業	「公正な採用選考」に関して、県、市町村の行政側から率先して「公正な採用」の範となるべく職員採用時における「国籍条項撤廃」が為されることが重要と考えるがいかがか。この問題については、過去にも諸団体等から要望等出されているはずであるが、どの程度議論を為されているか示してほしい。	県職員採用における、いわゆる国籍要件については、判例や国の見解、また他県の動向も踏まえ、35職種において撤廃してきました。残る19職種について国籍要件を撤廃すると、公権力の行使や公の意思形成への参画ができない職員を採用することとなり、現時点では、人事管理や組織運営上、支障を来すと考えています。これまでも順次見直し、拡大しているところですが、他県の動向も踏まえ、今後も引き続き見直しに努めてまいります。	人事課

3 特定職業従事者に対する人権研修等の充実

委員名	報告書	NO.	基本方針	事業名	質問	回答	担当課
川内紀代美 委員	12・13 ページ	9	I 3 ①	職員研修	・参加者の属性を公開できる範囲で教えてほしい ・理解がどの程度深まることを目標としていたか教えてほしい ・想定では何名程度の参加を見込んでいたか教えてほしい	知事部局(企業局、その他委員会を含む)の職員のうち希望者(会計年度職員も含む) 発達障がいのある方が困っていることについて理解を深め、併せて周りの理解と支援の必要性について学ぶこと 企画段階で200名程度を想定	人事課
永江尚美 委員	13・14 ページ	10	I 3 ②	人権教育研修講座	教職員(職位ごと)に、長期に継続した人権研修をされていることに一層の重要性を感じております。現場教育のあらゆる場面で活かされていると思います。 現場教育での実践を通して、子ども達の人権意識の変化はありますか? どのような変化がありますか? 事務職員への人権研修を継続することにより、相談しやすい体制づくりをされていると感じています。経済的困難児・生徒の相談件数は増加していますか?	教職員のキャリアステージに応じた「人権教育」のシラバスを作成し、それに基づいて研修を組み立てています。また、新規採用幼稚園教諭、新任事務リーダー、事務職員、新任講師等を対象に「島根がめざす人権教育の理解」と「人権感覚の涵養」を主なねらいとして研修を進めています。 子ども達の人権意識の変容については、調査することが難しく把握できていませんが、一つの例として、学校現場からは、コロナ禍において誹謗中傷に向かうことなく、温かく迎える様子が見かけられるという声が聞かれます。人権教育の目標である「自分も他者も大切に」をめざして、まずは、大人の知的理解を深め、人権感覚を涵養していくことを大切にしていきます。 経済的困難な家庭が実際にどれだけの割合でいるのかは把握できていません。しかしながら、就学支援を受けている家庭は、間違いなく増加しています。 県では、経済的困難を抱える家庭など様々な支援を必要とする児童生徒の学びを保障するために学校・福祉連携推進教員を配置し、学校と社会福祉の連携を推進しています。	人権同和教育課
太田明夫 委員	13・14 ページ	10	I 3 ②	人権教育研修講座	本年度、校内教職員研修等の依頼を受けて小中学校を訪問すると、「道祖本事件」について全く知らない教職員がかなり存在することが分かってきている。本県の同和教育を推進するべき立場の現場教員が、これを知らないということは大変重要な課題だと受け止めるべきと考えるが、いかがか。	同和問題も重要な人権課題として認識しています。毎年調査を行っており各学校・園の人権教育推進状況を把握しています。新学習指導要領に基づいて、学習を通じて「身に付けさせたい力」を明確にして取り組んでいる学校がある一方、同和問題の歴史的事実を教え込むことに終始する学習を行っている学校も見られ、同和問題に対する教職員の理解について懸念する面もあります。同和問題を子どもたちに知識としての学習となるだけでなく、差別を見抜き、差別を許さないという人権感覚を高めていくことにも重点をおいた学習を進めていくことができるよう教職員研修や学校訪問等で引き続き働きかけていきます。	人権同和教育課
太田明夫 委員	15ページ	12	I 3 ④	県立病院職員への人権教育の浸透	・人権・同和问题研修(全職員対象)について、中央病院において「①ハンセン病・障がい者雇用研修」の開催記録があるが、これについて詳細を知りたい。 現在、厚生労働省との協議の中でも、医療現場におけるハンセン病への理解不足による差別の実態が問題となっている。島根県のハンセン病問題に対する取組は、この協議の中でも紹介をしているところであるので、ぜひこの具体的内容について示していただきたい。 こうした研修の実施は、とても重要なことと受け止める。ぜひ、今後も継続して、このような研修を行っていただきたい。	【研修:ハンセン病について】 1. 実施日 9月24日、28日、29日、30日、10月1日、4日、5日、6日、7日、11日 2. 受講人数 1,208人 3. 研修内容 (1)概要 ハンセン病問題に関するDVD視聴後、アンケートを通じてハンセン病問題について考える。 (2)DVD(人権啓発推進センター貸出) ①タイトル:『家族で考えるハンセン病』 ②内容:地方公共団体、企業等の人権教育・啓発に携わる職員等が身に付けておくべきハンセン病問題に関する歴史的経緯、当時の社会情勢、問題の本質等について、関係者の貴重な証言や解説等を中心にわかりやすく簡潔に伝える(20分間)	県立病院課 (中央病院) (こころの医療センター)

Ⅱ 各人権課題に対する取組

1 女性

委員名	報告書	NO.	基本方針	事業名	質問	回答	担当課
永江尚美 委員	18ページ	16	Ⅱ 1 ①	男女共同参画の理解促進事業	男女共同参画に関する一般相談(令和3年度実績44件)の年齢層、性差の状況について特徴がありますか？若い働き世代の女性からの相談が多いのであれば、企業への理解促進の研修等も必要になると思います。また、中高校生時代から理解促進に向けての場づくりも必要と思います。現在、大学生等には講演会が開催されているようですが。	「男女共同参画に関する一般相談」(公益財団法人しまね女性センターに業務委託)は、男女共同参画に関する講座等の企画、資料の紹介、講師の相談等に対して、助言や情報・資料提供を行うもので、令和3年度の相談者は市町村22件、個人2件、各種団体6件、報道機関2件、教育機関1件、都道府県11件となっています。 中高生への男女共同参画にかかる理解促進に関しては、 ・授業等を通じたDVやデートDVの予防啓発(令和3年度実績:62校) ・高校生・大学生を対象に、男女共同参画の視点を持って多様なライフキャリアを考え、選択することができるためのライフプラン講座の実施(令和3年度実績:高校8校、大学等1校)などを行っています。	女性活躍推進課
太田明夫 委員	18ページ	16	Ⅱ 1 ①	男女共同参画の理解促進事業	島根県庁内における管理職等の男女比(ジェンダーバランス)について、参考までにお知らせいただきたい。	県職員(病院職員、教育職員、警察職員等を除く)の男女比については、令和4年4月1日時点で、男性職員は72.4%、女性職員は27.6%であり、このうち管理職の男女比は男性職員85.9%、女性職員14.1%となっています。	人事課
永江尚美 委員	19ページ	17	Ⅱ 1 ②	中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業	奨励金制度の利用が減少傾向とのことですが、考えられる理由がありますか？	出産後職場復帰奨励金の申請件数は、平成30年度をピークに減少傾向にあります。減少の理由については、令和2年度から、育休取得期間が「0か月から3か月未満」の場合は奨励金の対象外としたことや、出生数の減により、奨励金支給の対象となる事業所が減少していることも影響しているとみられます。 女性の就業環境については、働き続けやすいと感じる女性の割合が増加傾向にあることや、結婚や出産による離職者の数が改善しており、令和4年10月からの改正育児・介護休業法によって、男女とも柔軟な育休取得が可能となることから、引き続き奨励金活用を通じて、女性の希望に沿った職場復帰が可能となるように取り組んでまいります。	女性活躍推進課
横山康二 委員	21ページ	19	Ⅱ 1 ④	普及啓発事業	5. 中学生・高校生向けデートDV予防教育プログラムの普及 デートDV予防教育プログラムについて、現在の進捗状況を教えていただきたい。また、実際に中・高校生に対する指導実績はあるのだろうか。	デートDV予防教育プログラムの普及を図るため、令和3年度は、教職員等を対象とした暴力予防教育実践者研修を東西2会場で開催しています。 また、県女性相談センターでは、学校に出向きデートDV出前講座を行っています。 令和3年3月に改定した「島根県DV対策基本計画(第4次)」では、県内学校(中学校、高等学校・高等専門学校、特別支援学校)の予防教育実施率80%を数値目標に掲げ、予防教育の実施に取り組んでおり、直近の調査(令和3年度末実施)では、県内学校の実施率は66.7%で、計画策定時調査の54.7%を上回っています。	青少年家庭課
佐藤桃子 委員	22ページ	19	Ⅱ 1 ④	DV被害者等の保護及び支援に関する事業	一時保護、貸付事業、ステップハウスそれぞれがきめ細やかな相談支援体制とともに提供されていると理解しています。コロナの状況を経て、相談件数や各事業の利用に至るプロセスなど、相談状況の分析などされていたらお示し頂きたいです。	令和3年度に県女性相談センター(同西部分室、児童相談所(相談室)含む)が受けた相談件数は、4230件で、前年度に比べ247件(6.2%)増加しています。配偶者暴力に係る相談状況は1129件で、前年度に比べ206件(22.3%)増加しました。コロナとの関連性は不明ですが、コロナ禍により女性が抱える問題が社会的問題として取り上げられる機会が多くなったことに加え、相談体制の強化、相談窓口の周知などにより、DV被害者が被害を認識しやすく、相談しやすい環境が進んだことも影響していると考えられます。 令和3年度の一時保護件数は7件で、前年度と比べ10件減少しています。貸付事業、ステップハウスは利用なしです。一時保護件数等は年度によって増減がありますが、近年は関係機関と連携して支援する中で、一時保護以外の地域資源を活用することで危険を回避したり、自立に繋げるケースが増えつつあります。	青少年家庭課
	22ページ	20	Ⅱ 1 ⑤	女性相談事業(青少年家庭課)			
太田明夫 委員	22・23ページ	20	Ⅱ 1 ⑤	性犯罪被害者等に対する相談体制の充実	民間の支援団体(「さひめ」等)との協力関係はあるか。	性犯罪被害者等の相談に関しては、ワンストップ支援センター「たんぼぼ」と連携し、性犯罪被害者の相談等に対応しています。民間支援団体の「さひめ」は、「たんぼぼ」と協力関係にあり、性犯罪被害者の相談を受けた場合、警察は必要な被害者対応をしています。そのほか、民間の支援団体として公益社団法人島根被害者サポートセンターとも連携しており、今後も引き続き、関係機関との連携を密にし性犯罪被害者に配慮した対応を行ってまいります。	捜査第一課

2 子ども

委員名	報告書	NO.	基本方針	事業名	質問	回答	担当課
佐藤桃子 委員	25ページ		II 2 ②	スクールソーシャルワーカー活用事業	SCは「県内全ての公立学校に配置」とありますが、SSWは県内すべての公立学校への配置を目指されているのでしょうか。各学校のSSW聴き取りなどをして、どのくらいニーズがあるか調査していただけたら・・・と思っています。	・SSWについて、現時点では全ての公立学校への配置は考えておりませんが、SSWの周知が進んだことなどから学校からの派遣依頼が増えており、人材確保や育成に取り組んでまいります。 ・SSWの活用について学校や地域によっては十分周知されていないことから、まずは周知を徹底したうえで、ニーズについて調査することを検討したいです。	教育指導課
横山康二 委員	30ページ	25	II 2 ⑤	子どもの居場所創出等支援事業	新規事業として、子ども食堂等への支援活動が始まったようだが、初年度の成果と今後の進め方についてうかがいたい。	島根県社会福祉協議会に子どもの居場所支援拠点を設置し、子ども食堂の開設・運営に関する相談や環境調整を始めたことにより、県内のネットワークづくりが進み、子ども食堂間での運営ノウハウの共有が図られています。 今後も、困難な状況を抱える子どもやその世帯が社会から孤立することがないように、地域全体で支援していくために、子ども食堂を始めとした子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供する取組を、市町村や関係団体の方々と連携しながら進めてまいります。	地域福祉課
佐藤桃子 委員	30ページ	25	II 2 ⑤	SNSによる支援体制構築事業	「しまね子ども生活サポート」のLINEですが、どのくらい登録者がいるのでしょうか。また、相談に直接つなぐ仕組みがあるのか、実際につながった事例等あるのか、教えて頂きたいです。	登録者数は、R4.10.12時点で670人となっています。 「しまね子ども生活サポート」では、登録者から直接相談を受けることはなく、困難を抱える子育て世帯への支援制度や相談窓口などの情報を発信しています。	地域福祉課

4 障がいのある人

委員名	報告書	NO.	基本方針	事業名	質問	回答	担当課
太田明夫 委員	38ページ	35	II 4 ③	特別支援教育就学奨励事業	今回の資料中、「障がいのある人」のページで、全国的に話題になっている「インクルーシブ」という用語が一度も出て来ないが。本県としては、「インクルーシブ教育」についてはどのような方針をお持ちか。 「あいサポート」の研修の実施が大きく扱われているが、その他の課題とのバランス上いかがか。	本県では、令和3年に「しまね特別支援魅力化ビジョン」を策定し、インクルーシブ教育システムの構築を目指して、障がいのある子どもと障がいのない子どもができる限り共に学ぶことを追求しつつ、多様な学びの場を整備し、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を充実させていくよう取り組んでいます。 そして、地域と共に障がいの有無にかかわらず誰もがそれぞれの人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を認め合える共生社会の形成に向けて取り組んでいます。 インクルーシブ教育システムの推進については、特別支援教育の在り方における共通の認識であり、その上で専門性を向上させる様々な研修を計画しています。	特別支援教育課
	38ページ	33	II 4 ①	障がいを理由とする差別解消推進事業		障がい理解や地域共生に関しては、①県民・事業者など対象が広いこと、②善意・任意の協力が不可欠であること、③行政・公的機関・地域活動などの諸活動に関わる共通の課題であることから、県ではあいサポート研修等の継続的な取組を通じ、着実に意識啓発を進めていくことを重視しておりますのでご理解をお願い致します。	障がい福祉課
	38ページ	34	II 4 ②	障がいを理由とする差別解消推進事業			
	41ページ	39	II 4 ⑦	障がいを理由とする差別解消推進事業			
	38ページ	34	II 4 ②	県地域生活支援事業			
	40ページ	37	II 4 ⑤	県地域生活支援事業			
	41ページ		II 4 ⑤	市町村地域生活支援事業			
	41ページ	39	II 4 ⑦	県地域生活支援事業			
	41ページ		II 4 ⑦	市町村地域生活支援事業			
	41ページ	40	II 4 ⑧	障がい者虐待防止対策支援事業			
	42ページ		II 4 ⑧	県地域生活支援事業			
	42ページ		II 4 ⑧	市町村地域生活支援事業			
	40ページ	37	II 4 ⑤	障がい者スポーツ振興事業		障がい者スポーツ大会を県内各地で開催しているほか、障がいの有無、年齢に関わらず誰でも楽しむことのできるスポーツイベントの開催等、スポーツの普及・振興を行っています。	スポーツ振興課

5 同和問題

委員名	報告書	NO.	基本方針	事業名	質問	回答	担当課
永江尚美 委員	45ページ	44	Ⅱ 5 ④	地方改善施設整備費補助金(厚生労働省)	平成30年度に地区道路整備事業が1件申請されてからは、令和元年から申請がない状況について、環境改善に向けての整備がほぼ出来ていると理解してよろしいのでしょうか？	平成30年度に実施のあった美郷町の地区道路については、平成30年度をもって整備が完了しています。その他の市町については、近年申請がないため、整備は完了していると理解しています。	人権同和対策課

6 外国人

委員名	報告書	NO.	基本方針	事業名	質問	回答	担当課
平田節子 委員	47ページ	50	Ⅱ 6 ③	外国人材雇用情報提供窓口	コロナが少し減少しているが、各企業(介護、建設、製造など)は人手不足があると思う。外国人材の雇用を始めるに当たって何だかの事前学習義務や制限はあるのでしょうか？	技能実習制度においては、事前に過去3年以内に技能実習の実施に関する責任者の講習を修了した常勤の職員を配置しなければなりません。また、特定技能制度においては、受入機関が、受入体制や支援計画の基準を満たしていなければ外国人材を受け入れることはできません。その他の外国人材の雇用については、事前の学習義務などはありませんが、技能実習及び特定技能を含め、日本人と同様に労働関係法令を遵守しなければなりません。	雇用政策課
太田明夫 委員	48ページ	51	Ⅱ 6 ④	しまね多文化共生推進事業	「三者通話システムの活用」について、市町村への提供について市町村の活用状況は？	公益財団法人しまね国際センターに設置している外国人住民向け多言語相談窓口の市町村の活用状況(三者通話システムを含む)は、R元:40人(714人)、R2:55人(1,254人)、R3:70人(1,301人)となっています。※()内は相談者総数	文化国際課

7 患者及び感染者等

委員名	報告書	NO.	基本方針	事業名	質問	回答	担当課
太田明夫 委員	49ページ	52	Ⅱ 7 ①	ハンセン病に関する普及啓発事業	家族補償金については、9月16日現在、全国的には「請求受付件数7,798件」「相談件数11,197件」という数字になっているが、本県では現段階で、どの程度の相談があり、申請、認定の件数は何件となっているか。健康推進課の相談窓口を通さないものも含めて把握しておられる数字を示していただきたい。	ハンセン病元患者の方のご家族に対する補償については、令和元年11月に、根拠となる法律が施行されました。施行日から5年間すなわち令和6年11月までの間、ご家族からの補償金請求ができることとされています。 補償金に関する一切の事務は国が行うこととされていますが、県では、ホームページや新聞広告で周知を行うとともに、令和元年11月から健康推進課内にフリーダイヤル(補償金相談窓口)を設け、元患者の方やそのご家族からの相談を受け付けています。実績として、これまでに承ったご相談はありません。 なお、例えば島根県内にお住まいの方に関する申請や認定が何件あるのかというような情報は、国から公開されていません。	健康推進課
					協議会当日、「小学校高学年を対象とした副読本」現物を配布いただきたい。	別添のとおりご提供します。	

10 性的指向、性自認等(LGBT等)

委員名	報告書	NO.	基本方針	事業名	質問	回答	担当課
太田明夫 委員	56ページ		II 10 ①	人権・同和問題職員等研修事業	「LGBT等への理解を深めるための島根県職員ハンドブック」については、学校現場の教職員にも配布されるか。 また、すでに現物が完成していれば、当日配布(コピー可)を希望する。	教職員向けには、人権同和教育課で既に「性の多様性が認められる学校づくり」が作成・配付されています。 今回のハンドブックは、行政職員向けの内容で、現在作成中です。	人権同和対策課
佐藤文宣 委員	57ページ	62	II 10 ②	人権教育研修講座 別紙 ①	性の多様性に係る事業については、主任研修での講義やリーフレットの配付、校内研修用動画の作成等、精力的に行っていただいていることは承知しています。私は、委員就任以来、一貫して「教員への理解と適切な学校の対応」だけでなく、「児童生徒に対する性の多様性に係る指導の必要性」について話してきました。しかし、人権同和教育課からは、まずは「教員への理解と適切な学校の対応が必要」との回答が繰り返され、すでに5年が過ぎました。 人権同和教育課としての「児童生徒に対する性の多様性に係る指導」についてのお考えを率直にお伺いしたい。 ① 児童生徒への理解教育の必要性について、いかがお考えなのか。 ② もし必要とお考えならば、どのように進めていけばよいとお考えなのか。 ③ 人権同和教育課として、令和5年度以降、施策(事業)を行うお考えはないのか。 * 補足資料を基に、「児童生徒に対する性の多様性に係る指導の必要性」について、協議会で情報提供したいと考えていますのでよろしくお願い致します。	①「性の多様性」にかかわる課題も重要な人権課題であり児童生徒への理解教育は、とても大切であると認識しています。 ②引き続き、教職員の人権感覚と人権課題の理解が重要であるという認識のもと教職員への研修を進めていきます。学校からの依頼が増加傾向である性の多様性にかかわる出前講座についての充実を図り、「授業づくり」についても対応していきます。 また、「性の多様性」にかかわることもたちの理解教育を進めている学校について情報を収集し、必要に応じて実践事例として広めていきます。 ③事業を行う計画はありませんが、引き続き、教職員の人権課題の理解と人権感覚の涵養をねらいとして各種研修や出前講座を進めていきます。	人権同和教育課
太田明夫 委員				「パートナーシップ制度」について	島根県としては導入しておいでか、あるいは今後の在り方、さらに、県内各市町村の情報などありましたらご提示いただければありがたいです。	県では、現在、導入自治体の状況を調査し、導入について検討しているところです。また、市町村での導入について、特段情報はありません。	人権同和対策課

11 インターネットによる人権被害

委員名	報告書	NO.	基本方針	事業名	質問	回答	担当課
万代剛 委員	58ページ	63	II 11 11	情報通信メディアを利用した差別事象への対応	情報発信の主体が匿名化されている中でチェック体制の強化、外部の人材活用について方針をお聞かせ下さい。	インターネット上には無数の投稿サイト等が存在しておりモニタリングが追いつかない等の課題がある中で、モニタリング実施強化が必要と認識しております。AI活用や外部委託等の手法も考えられますが、費用対効果、他県の取組状況を見ながら対応していく予定です。	人権同和対策課